

## 遺伝子組換え作物の栽培規制等に関する意見書

我が国の食料は、家畜の飼料からしょうゆ、豆腐の原料に至るまで海外依存度が高く、食のグローバル化は、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生や日本では許可されていない農薬の検出など安全面からも様々な問題を引き起こしている。

このような中、県内の自治体においては、遺伝子組換え稲の屋外実験栽培が、花粉の飛散による周囲の稲との交雑を心配する地元生産者などの反対により中止された事例が発生している。また、遺伝子組換え作物のこぼれ落ちによる自生の生態系への影響も問題となっており、市民の不安が高まっている。

よって神奈川県におかれては、都市農業推進条例に定める新鮮で安全・安心な食料等の安定供給、地産地消の推進、農業資源の維持・確保等の理念に基づき、今後策定される指針において、無秩序な遺伝子組換え作物の栽培規制を盛り込むとともに、減農薬・有機栽培の推進策を講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１８年３月２０日

議会議長名

神奈川県知事 　あて